

小田原市報

第 39 号

発行所 小田原市東門外 138 番地
印刷所 小田原市東門外 138 番地
電話 市番 111
代印 市番 111
代印 市番 111

一 財政概況

昭和二十七年下半期(即ち三月三十一日)から本年三月三十一日までにおける一審財政事務が公明正統なものであることは、その概況を一般に知らせるに過ぎない。

二 収入支出の概況

昭和二十七年下半期(即ち三月三十一日)から本年三月三十一日までにおける一審財政事務が公明正統なものであることは、その概況を一般に知らせるに過ぎない。

昭和 27 年度下半期財政事情(一般會計)

昭和二十七年下半期(即ち三月三十一日)から本年三月三十一日までにおける一審財政事務が公明正統なものであることは、その概況を一般に知らせるに過ぎない。

自昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで

款 項	収入の部		支出の部	
	現計豫算額	前期収入済額	現計豫算額	前期支出済額
地方財政資金	196,038,563	79,498,667.86	13,480,447	32,151,005
地方交付金	51,600,000	7,614,000	18,868,210	31,597,066
地方交付金	58,769,655	23,734,768	18,868,210	31,597,066
地方交付金	10,497,960	5,881,052.50	18,868,210	31,597,066
地方交付金	69,007,677	24,832,087	18,868,210	31,597,066
地方交付金	30,989,707	1,896,794	18,868,210	31,597,066
地方交付金	4,734,694	3,380,431.55	18,868,210	31,597,066
地方交付金	10,006,925	2,823,092	18,868,210	31,597,066
地方交付金	41,500,000	3,450,900	18,868,210	31,597,066
地方交付金	466,192,987	140,377,789.90	466,192,987	140,377,789.90

款 項	収入の部		支出の部	
	現計豫算額	前期収入済額	現計豫算額	前期支出済額
地方財政資金	196,038,563	79,498,667.86	13,480,447	32,151,005
地方交付金	51,600,000	7,614,000	18,868,210	31,597,066
地方交付金	58,769,655	23,734,768	18,868,210	31,597,066
地方交付金	10,497,960	5,881,052.50	18,868,210	31,597,066
地方交付金	69,007,677	24,832,087	18,868,210	31,597,066
地方交付金	30,989,707	1,896,794	18,868,210	31,597,066
地方交付金	4,734,694	3,380,431.55	18,868,210	31,597,066
地方交付金	10,006,925	2,823,092	18,868,210	31,597,066
地方交付金	41,500,000	3,450,900	18,868,210	31,597,066
地方交付金	466,192,987	140,377,789.90	466,192,987	140,377,789.90

昭和二十七年下半期(即ち三月三十一日)から本年三月三十一日までにおける一審財政事務が公明正統なものであることは、その概況を一般に知らせるに過ぎない。

計 算	
収入合計金	378,539,445.20
支出合計金	487,939,448.22
差引現金	49,689,306.50

目的	借入先	未償還元金	備考
資金運用部・その他		1,854,788.40	
貸付金		52,848,087	
貸付金		1,854,015.86	
貸付金		30,221,162	
貸付金		0,378,638	
貸付金		2,600,000	
貸付金		5,854,940	
貸付金		1,359,585	
貸付金		4,200,000	
貸付金		25,000	
貸付金		69,634,616.20	
貸付金		189,375,827.57	

借入先		未償還元金		備考	
名	額	名	額	名	額
一時借入金		横濱銀行	14,500,000	一般會計分	
一時借入金		濱海銀行	15,000,000		
一時借入金		信用銀行	4,800,000		
一時借入金		銀行	43,500,000		

昭和二十七年下半期(即ち三月三十一日)から本年三月三十一日までにおける一審財政事務が公明正統なものであることは、その概況を一般に知らせるに過ぎない。

昭和二十七年下半期(即ち三月三十一日)から本年三月三十一日までにおける一審財政事務が公明正統なものであることは、その概況を一般に知らせるに過ぎない。

